

旭川荘総合研究所における調達に関する基本方針について

1. 手続き上の透明性の確保、公平な取引の推進

旭川荘総合研究所（以下、「研究所」という。）は、社会福祉法人として、高い倫理観に支えられた責任ある行動をとることが求められております。

特に、公的研究費等に係る物品調達については、適正使用の観点から、手続き上の透明性を確保することにより、公平な取引を推進し、社会に対する責任説明を果たします。

2. 不正経理の排除

研究所の調達については、贈収賄などの法令違反はもとより、預け金、納品書の日付改ざん、事実と異なる納品・請求などの不正経理は、一切排除します。

3. 構成員の教育・指導の徹底

研究所は文部科学省から提示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、「旭川荘総合研究所における公的研究費等の不正使用等防止対策の基本方針」を作成し、構成員に対し、研究所へ納入する物品及び役務等の提供に係る、すべての調達業務に関し、社会規範・法令・荘内規則を遵守することにより、不正・不当な取引を排除し、健全な取引を実行するよう教育・指導を徹底します。

4. 厳格な取引先の選定

研究所の調達については、透明性及び公平性を確保した競争を原則とし、社会福祉法人旭川荘 経理規程に基づき厳格に調達先を選定します。

5. 不正・不適切な経理処理への対応

構成員が不正・不適切な経理処理に関与した場合、社会福祉法人旭川荘の規程等に則り、厳しく処罰します。また、取引先の企業（法人）等に対しても、不正・不適切な行為が発覚した場合、その内容に応じ、取引停止等の措置を講じます。

6. 取引先の遵守義務

研究所との取引先に対しては、次の事項について遵守くださるようご協力をお願いいたします。

- ① 研究所における発注・検収・納品体制に基づき適正な処理を行うこと。
- ② 贈賄、談合及び研究所構成員との癒着などの誤解が生じる行動をとらないこと。
- ③ 預け金、納品書の日付改ざん、事実と異なる納品・請求などの不正経理を一切行わないこと。

- ④ 研究所構成員が、本基本方針を遵守しない事実を知り得た場合や、不正・不適切な行為の強要等があった場合等について、本法人の通報窓口を利用し相談すること。
なお、この情報提供により、本法人との取引において不利な取り扱いをすることは一切ないことを約束します。

[相談先・告発窓口]

- ◎ 公的研究費にかかる告発窓口
〒703-8555 岡山市北区祇園 866
旭川荘監査室
Mail : kansa@asahigawasou.or.jp
TEL : 086-275-0308 FAX : 086-275-02500
- ◎ 公的研究費の事務手続き等に関する相談窓口
〒703-8555 岡山市北区祇園 866
旭川荘サービスセンター 事務局 総務班
TEL : 086-275-0131 FAX : 086-275-5640
- ◎ 公的研究費の発注・検収・納品使用に関する相談窓口
〒703-8555 岡山市北区祇園 866
旭川荘事務局 2号館 事務局 会計班
TEL : 086-275-7007 FAX : 086-275-7006

7. 誓約書の提出

研究所との取引を行う際は、本基本方針等を遵守していただける企業（法人）等とのみ取引を行うことを前提とし、誓約書を提出くださるようご協力をお願いいたします。

[誓約書]

- ◎ 「誓約書」の様式については、旭川荘ホームページ [Top](#) → 「旭川荘の概要」 → 「情報公開」 → 「公的研究費等の不正使用等防止に関する取組み」 よりダウンロードができます。

附 則

この基本方針は、令和3年3月16日から施行する。